

多治見市告示第 157 号

是正請求事案（公文書部分公開決定に係る異議申立て事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成 21 年条例第 42 号）第 37 条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成 22 年規則第 28 号）第 22 条の規定の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成 23 年 6 月 16 日

多治見市長 古川 雅典

- 1 諮問事案 公文書部分公開決定に係る異議申立て事案
- 2 答 申 日 平成 22 年 12 月 13 日
- 3 答 申 非公開決定された部分のうち個人を特定することが可能であると思われる部分を除き、公開すべきと考える。
- 4 事案概要 池田保育園の指定管理者（候補団体）選定委員会及び評価委員会の会議録の公文書公開請求に対して、市がその一部を非公開としたことに対し、異議申立てをしたもの
- 5 審査会の判断概要
 - (1) 事務事業執行に支障がある情報として非公開とすることの妥当性
公募要領案に係る池田保育園指定管理者候補団体選定委員会の協議内容が非公開とされているが、その内容には実質的に事務事業執行に支障がある情報は無いと判断する。※公文書公開請求があった時点で、公募要領は公開されており、かつ、協議内容としても非公開に当たる部分はない。
 - (2) 委員名を個人情報として非公開とすることの妥当性

情報公開条例では公務員等の氏名は公開となるが、当該公務員の範囲は、一般職のほか、特別職の公務員となる。ただ、特別職として公務員等に含まれるのは、法令、条例、規則、機関の定める規程により設置された委員会等の委員のみであり、当案件で対象となっている要綱設置による委員会の委員は、文理解釈上は含まれないことになる。

しかしながら、特別職である委員会の委員と要綱設置である委員会の委員とは、内容的には差異はなく、市民感覚からして公開するのが適当であると判断する。

※「個人を特定することが可能であると思われる記述」の部分については、非公開に該当する。